

報告第7号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

兵庫県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として傷病手当金を支給することに伴い、支給に係る申請書の受付事務を三田市にて行うに当たり、三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第7号

三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年4月27日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

兵庫県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策として傷病手当金を支給することに伴い、支給に係る申請書の受付事務を三田市にて行うに当たり、三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第 27 号

三田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

三田市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年三田市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第 5 号の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付
付 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。